

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

四六五二四愛知マイヤー全譜

極 秘
無 期 限
10 頁 詳 情 内
8 号

沖縄返還問題
(愛知大臣・マイヤー大使会談)
昭和46 5.24
アメリカ局北米第一課

24日の会談概要次のとおり。

(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイ
ダー公使ほか同席)

1. 署名目標日

愛知大臣より、6月5日(土)までになんと
してもごぎつきたい旨述べたところ、マイヤー
大使は理解を示し、かつ、本国に対し大使館と
しても署名促進方希望する旨意見具申したが、
ワシントンはすべての懸案を解決してからでな
いとオーソリゼーションを与えられないという
ものであつた旨述べた。なお、愛知大臣より、
O B O D出席等を署名日決定の理由として説明
してはいないことを付言した。

2. 外資系企業に関する書簡

愛知大臣より、協定署名に先立つて発出すべ
く所要の国内手続は早急にすますつもりなる旨
述べたところ、マイヤー大使は、目下在沖米企

業を説得中につき過早に書簡につき外部に対し
言及されることは不得策なる旨述べた。

3. P-3 移転

愛知大臣より、必要性をさらに強調せるとこ
ろ、マイヤー大使は、目下ワシントンの最高レ
ベルにおいて検討中であり、目下訓令待ちであ
る。軍の反対が強いこともあつて容易ではない
が、と述べた。

4. 施設・区域

(1) 一時使用演習地

愛知大臣より、一時使用分提供により面積
が従前より増えることの不得策なる旨述べた
ところ、マイヤー大使は、米側も熟慮の結果
トータル・パッケージを相互に受入れ易くす
るため、日本政府の立場、沖縄住民の利益及
び不要な地域は保有しないとの米国の基本政
策を勘案して、これら一時使用分の総面積
1,3455エーカー中最大の9,618エーカーを占め
る奥演習地の解放を決定した旨披露した。

(2) さらに愛知大臣より、北谷村代表の陳情を

受け、その立場はよく判るので、なんとかB表に記載方考慮して欲しいと述べた。上記に対しスナイダー公使より、大使館も現地米軍もこの問題はよく承知しているが、那覇 WHHBL 区域への自衛隊移駐に伴う米軍部隊の移転先が多分この地域となるべく、よつてただ今の段階ではB表に載せることはコミットできない。しかし、今後最も注意深く本件について検討して行きたいと述べた。愛知大臣より、たとえ小さくとも象徴的な区域の返還はいかかと重ねて質問したのに対し、スナイダー公使は、前言を繰返すとともに、現地軍が不要であることを確言すればなんとかできるかも知れぬが、米側としては上記(1)の奥演習地の際と同様完全にSUREでない限りコミットできないと述べた。

5. 航空問題

マイヤー大使より、日本側航空当局は暫定期間5年経過後は那覇をあらためて航空交渉上の材料とする立場のようだが、米側は沖縄返還は

米側及び米側企業のコストにおいて行なわれずとの共同声明の精神からして、若干の譲歩の用意はあるものの5年でのOUT OFFはどうしてもめない。すでにカボタージュは断念したが、上記はノースウェスト航空の本路線による収入の75%に当ると述べ、スナイダー公使より、ノースウェストはこれを強く不満としているだけに、米議会で反対ロビーされることを防止しなくてはならない旨を強調した。

(本件は、アメリカ局長と訪日中のトレザース次官補の間でさらに話合うこととされた。)

6. 極東放送

マイヤー大使より、同放送は日本法令に極力適合すべく努力したにも拘わらず郵政省の容れるところとならず、まことに遺憾である。御承知のとおりニクソン大統領の伯父が関係しており、すでに同大統領の耳にも入っている由であるが、このところ米議会の上下両議員より連日本放送の継続要望の手紙に接している(ジョーダン上院議員のごときは返還協定署名拒否さえ

述べている。)と強調した。

7. 党首会談等

愛知大臣より、27日ないし28日総理、外務大臣、自民党幹事長等出席の上野党党首と会談し、その意見をよく聞いて署名したという態勢にするつもりなる旨、また先日上京の屋良主席はきわめて満足して帰任した旨説明した。

8. プレス対策

協議の結果、「マイヤー大使のバギオ米大使会議出席の留守中の進展ぶりにつき双方で検討の上、VOA、F-3、請求権等の残った諸問題の解決促進に努力すべき旨確認した。なお、次回会談は今週中にでも行なわれる可能性もある。」旨説明することとした。

(上記1.24(1)については伏せておくこととした。)